

平成25年9月25日

関係各位

株式会社宮入バルブ製作所
代表取締役社長 平綿孝之

仮処分申立却下決定に対する抗告棄却のご報告

謹啓 貴下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より格別の御高配を賜りまして誠に有り難うございます。

平成25年5月16日付にて西日本宮入販売（株）が当社に対し「継続的製品供給契約に基づく契約上の権利を有する地位にある」こと等を求める仮処分命令申立事件を東京地方裁判所に提起し、同裁判所は平成25年7月30日に西日本宮入販売（株）の申立を却下するとの決定を下しました。

西日本宮入販売（株）は、この決定を不服として、平成25年8月9日付にて、申立却下決定に対する抗告を東京高等裁判所に提起しました。

東京高等裁判所は平成25年9月19日、西日本宮入販売（株）の「抗告を棄却する」との決定を下したことをご報告申し上げます。

謹白